

川越市立高階小学校 いじめ防止基本方針

川越市立高階小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する小学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）」

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。学校は全職員が一丸となり、以下の点に留意して取り組んでいく。

- ・すべての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、すべての児童において、いじめをしない心を育む。
- ・学校は、家庭、地域、関係機関と「いじめを受けている児童を守る」という共通認識に立ち、連携していじめの根絶に努める。また、学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者等へ正確でいねいな説明を行う。

2 いじめを認知する際の方針

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けている児童の立場に立つて行う。また、いじめの認知については、学校いじめ対策委員会をもって行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめを受けている児童の中には、自分がいじめを受けているという自覚がない場合でも、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの事実確認においては、当該児童の保護者と連携して対応する。また、地域からもしいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

3 いじめの形態（具体的な内容）

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ SNS 等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

4 学校いじめ対策委員会の設置と校内体制

学校いじめ対策委員会は、校長、教頭などの管理職や主幹教諭又は教務主任、生徒指導主任、各学年の生徒指導担当、養護教諭、学級担任、状況に応じてスクールカウンセラーをメンバーとして設置し、以下の役割を果たすものとする。

- (1) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- (2) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (3) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (4) いじめに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (5) いじめに係る情報があつた時には、緊急会議を開催するなどし、情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (6) いじめを受けている児童に対する支援やいじめをしている児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- (7) 重大事態発生の際の調査機関としての役割

5 具体的な取り組み

1) いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校は、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、児童と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人ひとりの児童の個性等への理解を深め、児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供する。
- (7) 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。
- (8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

以上のことをふまえ、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

ア いじめ防止に向けた取組の年間計画等の作成と見直し

- ・ いじめ防止年間計画の作成と年度末における見直し

イ 道徳教育及び特別活動、いのちを大切にしている指導の充実

- ・ 全教育活動を通しての道徳教育の推進
- ・ 児童会活動等、児童の自主的な活動の展開
- ※ 代表委員会において学校生活をよりよく送るための話し合い活動の実施
- ・ 豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
- ・ 人権教育等の推進
- ・ 読書活動の推進

ウ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- ・ 情報モラル教育やデジタル・シチズンシップ教育による未然防止の推進

エ 教職員研修の推進

- ・ 職員会議（職員集会）でのいじめ防止等の共通理解
- ・ 生徒指導委員会の定期的な実施
- ・ いじめの防止等に関する事例研修の実施
- ・ 生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開
- ・ 教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施

オ 保護者や地域住民等への啓発活動

- ・ 学校のいじめ防止基本方針の周知（学校 HP による公開）
- ・ 県や川越市からの資料等の周知と活用
- ・ 「いじめ」に対する児童会活動の周知
- ・ 道徳「いのちの授業」の公開

2) いじめの早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(1) 日常的な児童相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。

- ・ 日常的な一人一人への声かけ
- ・ 児童と教職員の豊かな人間関係の構築
- ・ 昼休み等授業時間外での、児童の人間関係の観察
- ・ 電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携

(2) 定期的にアンケート調査や教育相談を実施する等により、児童及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。

- ・ いじめ等児童の悩みのアンケート調査実施（年3回：6月・11月・2月）

※自分自身に関するものだけでなく「クラスの友達で心配になる、気にかかる子がいないか」を見

る、児童の第3者の目としての早期発見も図る。

- ・ 保護者を対象としたいじめに関するアンケート調査の実施(年2回:6月・12月)
- ・ 定期的な教育相談の実施 (年2回:9月, 1月)
- ・ 個人面談の実施(年1回:6月)

(3) 家庭訪問を積極的に行い、家庭と連携して児童を見守る。

(4) 地域や関係機関と連携し、積極的に情報の共有を行う。

(5) SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)に関係するいじめについては、発見が難しいため、児童や保護者から情報を得た際は、速やかに実態をつかむようにする。

3) いじめへの対応

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。

報告を受けた学校いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童を守るとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- ・ いじめを受けている児童の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐにいじめをした児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、この場合であっても、事案を学校いじめ対策委員会へ報告することは必要となることを周知する。
- ・ 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに留意するよう、周知する。
- ・ いじめに係る情報や対応の経緯等については、児童ごとに全て記録し、情報の共有化を図る。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④発見・通報を受けた教職員は、直ちに学校いじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。
- ⑤学校いじめ対策委員会で協議し、関係児童から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。
いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- ⑥校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、いじめを受けている児童及びいじめをしている児童の保護者に連絡する。
- ⑦指導が困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている児童及びその保護者への支援

- ①いじめを受けている児童から、事実関係の聴き取りを行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ②状況に応じて見守りを行うなど、いじめを受けている児童の安全を確保する。
- ③いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ④状況に応じて、いじめをしている児童を別室で指導する。
- ⑤必要に応じて、いじめを受けている児童の心のケアのため、スクールカウンセラー等の協力を得る。
- ⑥解決したと思われる場合も含め、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめをしている児童から、事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
- ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ③いじめをしている児童への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめをしている児童に対する成長支援の観点から、当該児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- ⑤ 個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ⑤誰かに知らせる勇気をもつよう伝えとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ①計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ②インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
- ③必要に応じて、警察署等と連携して対応する。
- ④児童や保護者等から、SNS 等でのいじめやトラブルの情報を得た際は、速やかに事実確認を行う。
- ⑤インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ⑥パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育を推進するとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

4) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより、児童に次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合とする。

- ①児童が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた場合
 - ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの
- ・児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
 - ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告および調査に当たる。
 - ・児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのか対策委員会になるのかを確認する。

(3) 重大事態の調査について

- ①学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織（以下、「調査組織」という。）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。
- ②調査組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者を除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。

(4) いじめを受けている児童からの聴き取りが可能な場合

- ①事実関係の確認とともに、いじめをしている児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ②いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。
- ③いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(5) いじめを受けている児童からの聴き取りが不可能な場合

- ①当該児童の入院や死亡など、直接聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、

迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。

②調査方法としては、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査が考えられる。

(自殺の背景調査における注意事項)

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その調査の在り方等については、次の事項に留意し、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」

(平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にする。

③背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

④在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

⑤死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

(6) 調査結果の提供

①調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。

②いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

③これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

④アンケートによる調査については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

⑤学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(7) 調査結果の報告

①調査結果については、教育委員会に報告する。(学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)

②上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(8) 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。

- ・相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

7 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口の周知

- ・相談窓口広報リーフレット等の配布による、相談窓口の周知
- ・スクールカウンセラー等の積極的な活用を図るための児童及び保護者への周知（相談日の案内等）

(2) 情報モラルの啓発

- ・家庭教育学級等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課等との連携等）

(3) いじめの未然防止の広報啓発

- ・いじめの未然防止のためのスローガン等による、いじめの未然防止の啓発
- ・入学説明会等の機会を活用した、就学前の幼児の保護者に対するいじめの未然防止に係る啓発（学校基本方針の周知等）

(4) 学校基本方針や学校のいじめに対する取組の周知

- ・学校運営協議会等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。
- ・学校基本方針については、ホームページへ掲載するとともに、その他の方法により、保護者や地域住民に積極的に周知を図る。
- ・道徳の授業を学校公開等においても公開する。

8 学校評価による取組の検証

- (1) 学校運営協議会等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。
- (2) 「いじめ防止基本方針」を学校のホームページへ掲載するとともに、その他の方法により、保護者や地域住民に積極的に周知を図る。また、各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) 毎年を実施する学校評価において、「いじめ防止基本方針」の内容が実際の教育活動の中に生かされているかについても評価項目に入れ、その結果を分析し、生かしていく。

9 その他の留意事項

(1) 教職員研修の推進

- ・ 職員会議での「いじめ防止基本方針」をもとにした本校の取組についての共通理解の徹底
- ・ 生徒指導委員会の定期的な実施
- ・ いじめの防止等に関する事例研修の実施
- ・ 生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開
- ・ 教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施

(参考) 「いじめ防止対策推進法」 平成25年法律第71号
「いじめ防止等のための基本的な方針」 平成29年3月14日 最終改定
「川越市いじめ防止等のための基本的な方針」 平成30年7月24日
危機管理マニュアル令和5年度(高階小)

(令和7年11月1日改定)